

神栖市 A・Bトラック地区外縁部モニタリング孔の調査結果等について

平成18年12月19日(火)

環境省環境保健部環境安全課環境リスク評価室

TEL 03(3581)3351

室長 北窓 隆子(内線6340)

室長補佐 塚田源一郎(内線6341)

環境専門調査員 藤井 英彦(内線6342)

茨城県

TEL 029(301)1111

生活環境部環境対策課長 小関 雅志

課長補佐(技術総括) 井上 三喜夫(内線2962)

保健福祉部生活衛生課長 細谷 佳史

課長補佐 白田 良夫(内線3428)

" 保健予防課長 緒方 剛

健康危機管理対策室長 青山 充(内線3211)

神栖市生活環境部環境課

TEL 0299(90)1111

課長 大槻 孝雄(内線140)

地下水汚染対策室長 野口 正信(内線146)

神栖市のA・Bトラック地区の外縁部に設置した26か所のモニタリング孔の地下水調査において、新たに、B地区の南西地域の1孔(M-27)から0.004~0.005 mg/Lのジフェニルアルシン酸(DPAA)が検出されたので、今後の対応と併せてお知らせします。M-27は、昨年9月16日に発表した調査結果において既に検出が確認されていた1孔(M-20)の地下水下流側に新たに設置したモニタリング孔の1つです。

1 ジフェニルアルシン酸の調査結果等について

(1)調査対象範囲

A・Bトラック地区の外縁部に設置した26か所のモニタリング孔

(2) 調査結果等

- ・採水日：平成18年10月30日～12月8日
- ・採水件数：26件
- ・DPA A不検出：25件
- ・DPA A検出：1件（M-27孔（図参照）） 検出値（ヒ素換算値）

採水深さ	10m	0.005 mg/リットル
採水深さ	20m	0.004 mg/リットル
採水深さ	30m	0.005 mg/リットル
採水深さ	40m	0.004 mg/リットル

DPA A不検出：定量下限値未満のことをさす。

本分析の定量下限値は0.001 mg/リットル（ヒ素換算値）である。

なお、M-26孔からは、フェニルアルソン酸（PAA）が0.003～0.005 mg/リットル（ヒ素換算値）検出されました。

2 今後の対応について

「茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング及び飲用井戸水の安全確保について」（別紙）等に基づき、以下の対応を講ずる。

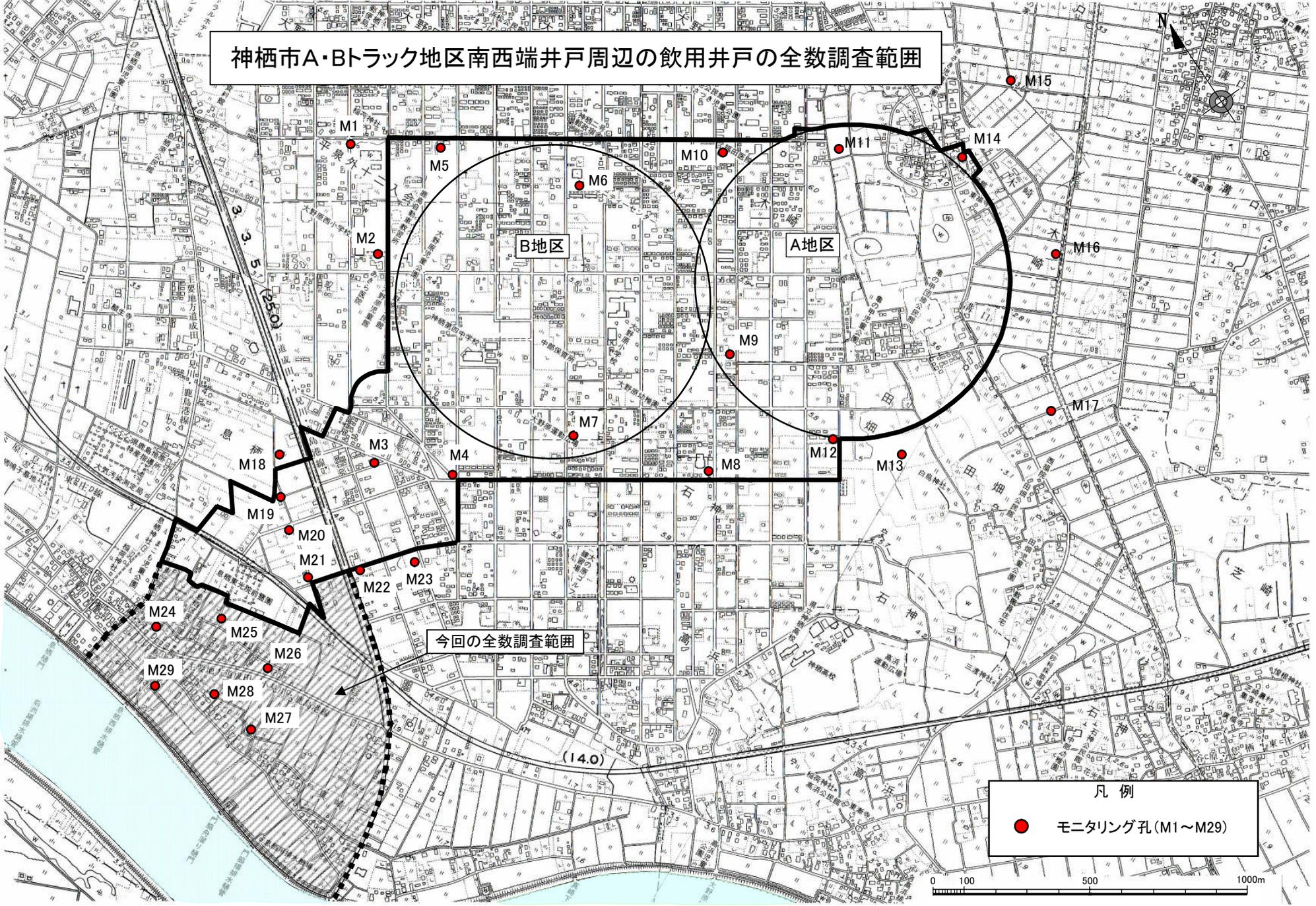
(1) 当面の対応

- ・A・Bトラック地区外のM-27孔から、概ね200～600メートル圏内（図参照）の全ての飲用井戸の調査
- ・A・Bトラック地区外のM-27孔から、概ね200～600メートル圏内（図参照）の井戸水の飲用等の自粛指導
- ・仮設給水所の設置

(2) その後の対応

- ・上記(1)の飲用井戸の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、井戸水が汚染されている可能性のある範囲を決定する。
- ・上記(1)の飲用井戸の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、当該地域周辺で新たなモニタリング孔を設定し、継続的なモニタリングを実施する。

神栖市A・Bトラック地区南西端井戸周辺の飲用井戸の全数調査範囲



今回の全数調査範囲

凡例
● モニタリング孔(M1~M29)

0 100 500 1000m

(平成16年7月5日 第4回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会決定事項)

茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング
及び飲用井戸水の安全確保について

環 境 省
茨 城 県
神 栖 町

1. 地下水汚染範囲のモニタリング

これまでの調査の結果から、地下水、井戸水がジフェニルアルシン酸に汚染されているおそれがあるのは、おおむねA地区、B地区を中心とするいわゆるABトラック内に限られていると考えられる。

このため、この範囲内における井戸水の飲用の自粛等について住民に要請を行っているところ。

今後、環境省は、茨城県及び神栖町と協力して、ABトラック内の汚染の状況、地下水位等のデータをもとに汚染の状況を把握・予測しつつ、ABトラックの外周17カ所に設置したモニタリング孔(別紙)において、季節ごとに地下水中のジフェニルアルシン酸、地下水位及び地下水の流向・流速等を測定し、地下水の汚染範囲がABトラックの外に拡大していないことを監視する。

2. ABトラックの外で汚染が認められる(認められるおそれがある)場合の対応

データ予測から汚染の拡大のおそれがある場合やモニタリング孔の地下水から汚染が発見された場合など、ABトラックの外で汚染が認められる(認められるおそれがある)場合には、以下の対応をとることとする。

1) 井戸水が汚染されている可能性のある範囲の決定

まず、広めの範囲で抜き取り調査を行った上で、その結果を踏まえて井戸水が汚染されている可能性のある範囲を絞り込むこととし、具体的な手順は下記のとおり。

抜き取り調査の範囲の決定

新たに発見された汚染地点の周辺の井戸水について、専門家の意見を踏まえて抜き取り調査を行う範囲、調査井戸を決定（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて決定）。

井戸水調査の実施

で決定された範囲内の調査対象井戸について、茨城県及び神栖町が採水を行い、環境省が分析を行う（まず総ヒ素を分析し、総ヒ素が検出されたもののみジフェニルアルシン酸の分析を行う。）。

井戸水が汚染されている可能性のある範囲の決定

の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、井戸水が汚染されている可能性のある範囲を決定（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて決定）。

2) 井戸水が汚染されている可能性のある範囲内の飲用井戸水の全数調査

1) によって確定された井戸水汚染範囲内の飲用井戸について、全数調査を実施（2の1）と同様に、茨城県及び神栖町が採水を行い、環境省が分析を行う）。

3) 新たなモニタリング範囲の設定

2) の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、該当地域周辺で新たなモニタリング井戸を設定し（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて設定）継続的なモニタリングを実施する。